

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成28年度第1回会議 議事録

- 開催日時** 平成28年12月2日（金）14:00～15:30
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
- 出席委員** 相澤雅子委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、齋藤宏美委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、佐藤誠委員、渋谷セツコ委員、伊達啓公委員、永見幸久委員、原美香委員〔12名〕
- 欠席委員** 佐々木好志委員、高倉祐一委員〔2名〕
- 事務局** 寺田清伸市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、工藤良徳生活安全安心部参事、郷家貴光市民生活課長、千葉正明自転車交通安全課長、櫻井浩消費生活センター所長、京谷寛史住宅政策課長、大久保隆市民生活課主幹、佐々木裕一郎市民生活課市民生活係長、村松貴浩教育相談課指導主事
- 議 事**
- 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 あいさつ
 - 4 委員紹介
 - 5 事務局紹介
 - 6 会長及び副会長選出
 - 7 議事
 - (1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度から平成27年度）の取り組み総括等について
 - (2) 仙台市空家等対策計画検討部会の審議の経過報告について
 - (3) その他
 - 8 その他
 - 9 閉会
- 配布資料**
- 資料1 平成27年度仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み
- 資料2-1 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度から平成27年度）の取り組み総括と課題等
- 資料2-2 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度から平成27年度）の取り組み総括と課題等（補足資料）
- 資料3-1 仙台市空家等対策計画の策定概要
- 資料3-2 仙台市空家等対策計画検討部会構成員名簿
- 資料3-3 仙台市空家等対策計画検討部会の審議の経過報告について
- 資料4 仙台市空家等対策計画中間案（事務局案）
- 資料5 仙台市空家等対策計画中間案（事務局案）【概要版】
- 参考資料1 仙台市安全安心街づくり基本計画（H28年度～H32年度）

- 参考資料2 仙台市安全安心街づくり基本計画（H28年度～H32年度）【概要】
参考資料3 仙台市安全安心街づくり基本計画（H23年度～H27年度）

1 開会

○市民生活係長

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。本日14名中12名の委員の方にご出席いただいております。委員の過半数を満たしておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により会議が成立している旨をご報告させていただきます。

今回は、委員改選後初めての会議でございますので、会長を選出していただくまでの間、司会が暫時進行させていただきます。どうかご容赦をお願いいたします。

※配布資料の確認

2 委嘱状交付

○市民生活係長

まず、開会に先立ちまして、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。本来であれば奥山仙台市長からお渡しすべきところでございますが、他の公務と重なり出席できませんので、代わりまして市民局長の寺田よりお渡しいたします。

恐れ入りますが、お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

—委嘱状交付—

3 あいさつ

○市民生活係長

続きまして、市民局長の寺田清伸よりご挨拶を申し上げます。

○市民局長

師走のお忙しいところ、そして非常に冷たい風が強く吹くという時期にお越しいただきまして大変ありがとうございます。

平成28年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま、市長からの委嘱状をお渡ししたところでございますが、委員の皆様には、日頃から安全で安心な街づくりに多大なるご理解とご協力を賜っていること、そしてこの度

は大変お忙しい中、就任をご快諾いただきましたこと、心から感謝申し上げる次第でございます。

仙台市では、当会議でご審議いただきまして、平成28年、今年の3月に仙台市安全安心街づくり基本計画を策定したところでございます。それに基づきまして、市民の皆さまが安全で安心して暮らせる街の実現を図ることを目的といたしまして、例えば子どもとその家庭の防犯力の強化育成でありますとか、地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進、こういったこと、5か年に亘る各種取り組みを鋭意進めているところでございます。

また、昨年度この会議において皆さまからご意見をいただきました仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例につきましては、今年度4月より施行されているところでございます。歩行喫煙等による事故の危険がなく、安全で安心して暮らせる街を目指して、現在、広報啓発等の取り組みを行っているところでございます。

お陰様で、市内の刑法犯認知件数は、14年連続して減少はしております。ですが、このところ高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害、そして子どもに対する声かけやつきまといといった迷惑行為の発生件数は、年々増加傾向にございます。これらの身近で起こり得る犯罪、あるいは迷惑行為を未然に防止するためには、防犯対策をはじめとする防犯情報の発信・啓発等により、市民お一人お一人の防犯力の向上・育成を進めていくということ、そして、それとともに、地域の防犯力を高め、地域総ぐるみでの防犯活動の推進が重要となってきたらと思っております。

本日は、平成23年度から平成27年度までのこれまでの基本計画に基づく取り組み等の総括について、ご審議いただくこととなりますが、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいとお願いしたいところでございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

4 委員紹介

○市民生活係長

それでは、委員の皆様のご紹介となります。

大変恐縮ではございますが、名簿の順番にその場で自己紹介をお願いしたいと存じます。相澤 雅子様からお願いいたします。

○相澤委員

仙台南地区少年補導員の相澤雅子でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○板倉委員

仙台市防犯協会連合会理事の板倉恵子と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

○桔梗委員

公募委員で今回選出していただきました桔梗美紀でございます。仕事で街づくりのコンサルタントをしている傍ら、家庭に戻れば主婦・母親の顔を持っていますが、4人の子育てとPTAの活動を経て参りました。ひとつどうぞ宜しくお願いいたします。

○金委員

東北福祉大学から参りました金政信と申します。宜しくお願いします。日頃、私は人々と地域の共創について実践、それから学生に学びの実践の場を提供しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○齋藤委員

東北総合通信局電気通信事業課の齋藤でございます。宜しくお願いします。私共のところは何人かの方はご存知とは思いますが、青少年のインターネット環境整備、こういったようなもので安心安全に青少年の方々がインターネットを使っていただける環境整備に取り組んでおります。また、光回線や携帯電話の電気通信事業をお使いになる消費者の皆様の保護・ルール、そういったものを電気通信事業法の中で担当させていただいております。また、何かありましたらお声掛けいただければと思います。宜しくお願いします。

○佐々木委員

公益社団法人みやぎ被害者支援センター事務局長の佐々木でございます。私どものところは、犯罪被害者、遺族等に対する様々な支援を行っている民間団体でございまして、宮城県公安委員会のほうから早期援助団体として指定を受けている団体になります。宜しくお願いいたします。

○佐藤重子委員

泉区北中山連合町内会長をさせていただいております佐藤重子と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

○佐藤誠委員

県警本部で犯罪抑止対策室の室長を務めます佐藤と申します。本委員については昨年から委嘱させていただいております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○渋谷委員

渋谷セツコと申します。建築設計事務所をしながら、建築と子供たちネットワーク仙台というNPO活動を続けて参りました。子供たちにデザインを中心とした活動、それから街づくりを通じた総合学習ということでやってきておりました。宜しくお願いいたします。

○伊達委員

サンモール一番町商店街振興組合の伊達と申します。初めての出席となります。宜しくお願いいたします。

○永見委員

仙台市PTA協議会の副会長を務めさせていただいております永見幸久と申します。日頃はPTA活動にいろいろご協力いただいている皆さんかと思えます。単位PTAでは太白区柳生中学校のPTA会長を務めさせていただいております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○原委員

南小泉チャイルド・セーフティ・ネットワークスの代表をさせていただいております原美香と申します。宜しくお願いいたします。チャイルド・セーフティ・ネットワークスというのは、若林区で子供たちの安全安心のために活動している任意団体でございまして、平成16年に設立させていただきました。その翌17年から5年間仙台市の助成金を頂きまして活動させていただきました。私自身は、民生委員・児童委員をたゞいませさせていただいております。そして高齢者の福祉サービスのNPOの事務局もさせていただいておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

5 事務局紹介

※事務局職員及び説明員を紹介

6 会長及び副会長選出

○市民生活係長

次に、当会議の会長・副会長の選出をお願いいたします。

会長・副会長の選出につきましては「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第3条で、「会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されております。

会長・副会長の選出につきまして、どなたか、ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

○板倉委員

事務局案がありましたら宜しくお願いいたします。

○市民生活課長

それでは、ただいま事務局案というお話がございましたので、事務局からの案をご説明させていただきたいと思えます。事務局といたしましては、学識者でございまして、街づ

くりに造詣が深い金委員を会長に、それから、委員経験があり前期も副会長をしていただきました渋谷委員に副会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

○市民生活係長

ありがとうございます。

それでは、金委員におかれましては会長席に、渋谷委員におかれましては副会長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、ただいま選出されました会長・副会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○金会長

会長に選出されました、金政信でございます。宜しくお願ひいたします。改めて一言申し上げさせていたただきたいと思います。今回の趣旨・目的そういったものを守りながら、仙台市安全安心街づくり基本計画に沿ってここにご出席の委員の皆様、寺田市民局長をはじめ本部局に関係する様々な部局の職員、あるいは関係各位の皆様と力を合わせて、またご指導、ご鞭撻を受けながら仙台市民が犯罪に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせる街づくり、街の実現を目指し努めて参りますので、どうぞ皆様宜しくお願ひ申し上げます。

○渋谷副会長

ただいま、副会長に選んでいただきました渋谷セツコと申します。私は、市民の目線からということ委員をこれまでも務めさせていただいてきましたけれども、仙台市で安心安全街づくり推進会議というものを聞いたときに、何となくピンとこなかったんですけども、この席に着かせていただいてから、どんなに教育の現場だとか市民の生活の毎日の中で心配になるようなことがいっぱいあるんだなということが本当に主婦としても実感して参りました。また、後ほどではありますけれども、空き家に対して皆様の心配であるとか、仙台市の空き家対策がどうなっているのだろうかとかそんな関心も大変に強まってきていたり、実際問題として心配の種になっているというところがとても実感されるようになってきました。私がおんなのような感じがするのも、自分は仕事をやっているんですけど、そういうふうになっていたのも問題意識を持たせていただいたということそういう目線に立つことができたんじゃないかなと思っています。今日は副会長ということで務めさせていただきますけれども、この会議の運営に関して、皆様のご意見が沢山出されるということが大変重要でございますので、どうぞご意見をどんなことでも結構ですから、どしどし出していただければとてもいい委員会になるんじゃないかなと思っています。今後ともどうぞ宜しくお願ひいたします。

○市民生活係長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、金会長にお願いしたいと存じます。

7 議事

○金会長

それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。

まず、最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

異議なしということですので、今回は公開とさせていただきます。

続きまして、会議録についてでございますが、会議録署名委員を指名させていただき、事務局で作成したものを私と署名委員とで確認を行い、会議録としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

それでは、今回は、名簿のあいうえお順に相澤雅子委員にお願いしたいと思います。次回以降名簿の順番にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

(1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度から平成27年度）の取り組み総括等について

○金会長

それでは、議事に入ります。まず、議事（1）の仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度から平成27年度）の取り組み総括等について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

議事本来のご報告に入る前に、仙台市安全安心街づくり基本計画につきまして、参考資料1を用いまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。参考資料1を皆様ご覧いただきたいと思っております。

仙台市では、平成18年4月に犯罪のない安全で安心して市民が暮らすことのできる社会を実現することを目的に仙台市安全安心街づくり条例を施行したところでございます。この条例におきましては、市民・事業者・行政それぞれが役割を果たしまして、かつ、お互いに連携と協力をしながら地域社会全体の力を結集して犯罪の起こりにくい社会を作っていくことを目指すものでございます。この会議につきましても仙台市安全安心街づくり条例に基づきまして設置が行われているものでございまして、基本計画に関する事、その他安全安心街づくりに関して必要な事項をご審議いただくというような役割になっております。

なお、条例の条文につきましては、同じくこちらの参考資料1の57ページ以下にございますので、後程詳しい内容をご確認されたい方はご覧をいただければと存じます。

この条例に基づきまして安全安心街づくり計画を策定することとなっております。1ページの下図にございますように18年4月の条例施行から、まずは19年度から22年度までの第一期計画、そして23年度から27年度までの第二期計画、そして今年度から32年度までの第三期計画ということで、現在この第三期計画の実施期間というような位置づけになってございます。本日この後ご説明させていただくのは、第二期の計画でございます参考資料3でお配りさせていただきました安全安心街づくり基本計画、前の計画の実績についてご報告をさせていただくというような形になります。

2ページをご覧いただきたいと存じます。3の安全安心街づくりの範囲をご覧いただきたいと思っております。一般的に安全安心と申しますと災害からの安全安心ですとか、食の安全安心、こういった幅広いことが思い浮かぶところでございますが、この安全安心街づくり条例におきましては、安全安心街づくりというものについて、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪防止に配慮した環境の整備、その他の犯罪の発生する機会を減らすための取り組み、こういったものを安全安心街づくりとして定義しているところでございます。そのための施策を総合的に進めるために安心安全街づくりの基本計画が策定されているような形になってございます。そういったことで、2ページの下表にございますように、計画の対象範囲といたしましては、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪の抑止、犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるということがこの計画の対象としているというようなところでございます。今後この安全安心街づくりの考えといったものを念頭に置いていただきながら、ご意見を交わしていただければというふうに考えてございます。

それでは、議事の本来の内容でございます前期計画の実績等につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。それでは資料1をご覧いただきたいと存じます。資料1につきましては、平成27年度までの計画に基づいた取り組みの総括につきましてまとめさせていただいたものでございます。なお、資料の取り組み項目の左側に㊦や㊧というふうなマークが付いている取り組みがございますが、27年度に拡充したものを㊦、27年度に新規で行ったものは㊧という形で付けさせていただいているところでございます。

では、1ページからご説明をさせていただきます。まず基本目標1「市民一人ひとりの防犯力の向上」に関する取り組みの状況でございます。基本目標1につきましては、市民の身近な場所で起こる犯罪を未然に防止するために、市民お一人お一人が高い防犯意識を持ち、自分の身の回りから防犯対策を主体的に行うことが重要だということで、そういった観点から実施して参りました様々な機会をとらえました広報啓発、市民の行う防犯活動への支援などの取り組みをまとめたものでございます。

はじめに、1の防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める取り組みといたしましては、年4回実施しております地域安全運動期間を中心といたしました懸垂幕の掲出、のぼり旗の掲出、チラシ・パンフレット等の配布、こういった啓発活動を実施いたしましたほか、③にございますとおり、市ホームページ、各種情報誌等を活用しながら防犯に関する情報を提供いたしましたところでございます。特に④、ここ数年被害が急増いたしております特殊詐欺の被害防止につきましても啓発グッズ・チラシを配布するキャンペーン等、通常のキャンペーンの枠内でそういったことに特化したことを実施してきたところでございます。それから、(2)の防犯学習機会の提供といたしましては、2ページのほうにお移りいただきたいと思いますが、防犯出前講座、くらしのセミナー、こういった講師派遣の講座などによりまして高齢者、障害者、子供、高校生など幅広い世代を対象に防犯の講座を開催してきたところでございます。

それから2の安全教育の充実のよる規範意識の向上、非行防止の取り組みについてでございますが、こちらにつきましては、市内の小・中学校におきまして交通安全教室などの啓発活動、それから繁華街、仙台駅周辺等で青少年の街頭指導を実施いたしましたほか、非行や問題行動に関する相談を行ってきたところでございます。

3ページのほうをご覧くださいと思います。3の児童生徒等子どもの防犯力の育成についてでございます。こちらにつきましては、地域安全マップ作製のマニュアルを市内各小学校へ配布したり、各学校における防犯教室、防犯訓練を実施いたしまして、安全教育の推進を図るとともに児童生徒を対象といたしました防犯ブザー購入費の補助等を行ってきたところでございます。

続きまして4の女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める取り組みでございますが、女性の安全対策といたしまして、新入学女子大生に対して女性向け防犯冊子を配布いたしましたほか、セクハラ等防止研修、区役所や配偶者暴力相談支援センター等によりまして女性に対する相談業務を行ってきたところでございます。4ページをご覧くださいと存じます。高齢者の安全対策でございますが、出前式の防犯講座の開催、高齢者向け情報誌等を通じましての啓発活動を実施したところでございます。また、高齢者と接する機会の多い民生委員児童委員やケアマネジャー、こういった方に対して、消費者被害とその防止について啓発を行ってきたところでございます。

5ページのほうにお移りいただきたいと存じます。基本目標2の「互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり」の取り組み状況でございます。犯罪被害を未然に防止するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ちながら、住民の皆様が

互いに力を合わせ支え合う、そういった地域活動の促進や支援に関する取り組みでございます。

「1 地域コミュニティによる防犯活動の推進の取り組み」といたしましては、仙台市防犯協会連合会のホームページ等で地域で取り組んでいる防犯活動の広報や啓発を行って参ったところでございます。

「2 自主防犯活動の推進の取り組み」といたしましては、歩くボランティア登録の普及促進のほか、地域で自主防犯活動に取り組むボランティア団体への助成、青色回転灯設置車両、いわゆる青パトによる防犯パトロールの推進を行ってきたところでございます。

続きまして6ページをご覧いただきたいと存じます。「3 地域と一体となった子ども等の見守り活動の取り組み」でございます。子供等の安全対策推進といたしまして、市立小学校におきまして、県警OBの学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」が学校周辺や敷地の巡回の実施を行ったところでございます。また、仙台まもらいだーの表示をした公用車、ご協力いただいた企業の車両で巡回が行われたところでございます。それから㊦マークがでございます㊧でございますけれども、こどもが危険になったときに緊急避難所となる「こども110番の駅」につきまして、昨年度の地下鉄東西線開業に合わせて全ての地下鉄駅を南北線と同様「こども110番の駅」というふうな形にさせていただいているところでございます。

続きまして、「4 防犯活動団体のネットワーク化の推進の取り組み」でございます。各区におきまして安全安心街づくり条例に基づきまして、安全安心街づくり活動推進モデル地区を一か所設定いたしまして、地域ごとに防犯活動を実施しているところでございます。平成27年度につきましては、青葉区においては宮町地区、宮城野区においては岩切地区、若林区においては荒町地区、太白区においては山田鉤取地区、泉区においては八乙女地区をそれぞれモデル地区に設定いたしまして活動を実施していたところでございます。

7ページのほうにお移りいただきたいと思えます。防犯リーダーの育成の取り組みでございます。地域で活動する防犯指導隊、女性部、これは仙台市内の防犯協会の実働を担っていただいている方々でございますが、こういった防犯指導隊や女性部の方々を対象といたしました研修会を実施してきたところでございます。そのほか、昨年度は㊨と書いてあります㊩でございますが、岩手県の北上市石鳥谷の防犯協会の方が来仙されまして、本市の防犯協会の方と直接意見交換等を行うような研修を実施したところでございます。

それから、「6 犯罪被害者等の支援の市の取り組み」といたしましては、本日もご出席いただいておりますみやぎ被害者支援センター様のほうにご支援をさせていただいたほか、引き続き犯罪被害者支援総合窓口を設けまして専用電話での相談等に応じてきたところでございます。

続きまして8ページをご覧いただきたいと思えます。基本目標3「犯罪をつくりださない環境づくり」の取り組みについてでございます。こちらの取り組みは犯罪の発生を防止するために危険な迷惑行為の抑止や環境美化等の活動の推進を行いまして、犯罪を誘引す

る機会を減らす、あるいはハード面で犯罪をつくりださない環境整備を行う取り組みでございませう。

犯罪の発生を防止するという観点で危険迷惑行為の撲滅の取り組みにおきましては、計画で定める8つの迷惑行為に対する取り組みを示させていただいているところでございませう。(1)の自転車の迷惑走行の対策といたしましては、市内の中学校等でスタントマンが交通事故を実際に再現して事故の危険なところを皆様にお伝えするスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を開催いたしましたほか、市内11か所をモデル地区といたしまして、学校、警察、交通指導隊等と連携しながら地域の自転車ルール・マナーを守る意識啓発等を実施してきたところでございませう。(2)の放置自転車対策といたしましては、駐輪場マップを大学等に配布し、駐輪場利用促進を啓発するとともに、駐車場の附置義務制度によりまして合計約7万台分の駐車スペースを確保したところでございませう。9ページをご覧くださいと思います。(3)違反広告物等対策、(4)落書き対策でございませうけれども、こちらにつきましては市の職員、業務委託によるパトロール、ボランティアによりまして違反指導、それから除却活動を実施してきたところでございませう。(5)違法駐車対策でございませうけれども、市の条例に基づきまして違法駐車等防止重点地域、主に国分町一番町地区を交通安全指導員が巡回指導したところでございませう。(6)のごみのポイ捨て対策につきましては、全市一斉ポイ捨てのごみ調査、清掃活動や仙台まち美化サポート・プログラム、これは企業の方と協定を結びまして、まちの美化につきまして自主的な活動をお願いするプログラムでございませうが、そういった取り組みを実施してきたところでございませう。(7)歩きたばこ防止対策といたしましては、市内中心部の歩行禁煙モデルストリートにおきまして定期的に街頭キャンペーンを実施いたしましたとともに、市政だより等で歩きたばこ防止の啓発を行ったところでございませう。また㊦④と書いてございませうが、先ほど局長のごあいさつでもお話しさせていただきました歩行喫煙等の防止に関する条例が今年4月から施行されておりまして、その施行に合わせた周知活動等を昨年度から行ってきたところでございませう。続きまして、10ページをご覧くださいと思います。(8)管理不全な空き家等対策でございませうが、仙台市では一昨年の4月から「仙台市空き家等の適切な管理に関する条例」、そして、昨年5月からは国で定めまして「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づきまして、空き家の調査、それから助言・指導等を実施してきたところでございませう。なお、空き家対策につきましては、後程議事の2におきまして空き家等対策計画の説明を改めてさせていただきたいと存じます。

「2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進の取り組み」につきましては、道路の防犯対策といたしまして街路灯の照度アップを図りましたほか、私道への街路灯設置や電気料金の補助を行って参ったところでございませう。また、公園の防犯対策といたしまして死角を減らすための樹木の剪定作業、公園灯の照度アップ、そのほか地域の公園愛護協力会が行います公園整備等に支援を行ってきたところでございませう。

11ページのほうにお移りいただきたいと思います。子供の安全に配慮した環境の整備の取り組みでございますが、私立保育所等に警報ベルの設置の呼びかけですとか、小中学校の通学路の安全点検を実施してきたところがございます。

それから「4 地域における市民自らが行なう環境の整備の取り組み」でございますが、㊦が書いてあります②の防犯カメラ設置モデル事業、こちらを平成27年度から開始をいたしまして、平成27年度は中央地区環境浄化対策協議会、こちらが国分町に設置する防犯カメラに対して助成を行ったところがございます。

「5 地域における関係団体等による環境の整備」といたしましては、安全安心街づくり活動重点地区に指定しております国分町地区におきまして、関係団体等と連携しながら夜間のパトロールですとか環境美化活動を実施して参ったところがございます。

以上が平成27年度の取り組み状況についてでございます。

続きまして、資料2-1をご覧くださいと存じます。平成23年度から平成27年度までの取り組み総括と課題等についてでございます。こちら第二期計画の総括全体というところでございますが、まず基本目標1「市民一人ひとりの防犯力の向上」についてでございますが、これまでの取り組みの総括といたしましては、ただいまご説明させていただきました平成27年度の取り組みのほか、震災直後における仮設住宅での防犯講座ですとか青少年のインターネットの利用環境づくりフォーラムを内閣府と共催で実施させていただき等、その時々に応じた取り組みを加えながらおおむね計画に沿った継続的な犯罪情報の提供と防犯意識の高揚等の取り組みを実施してきたところがございます。課題等といたしましては、多様化・巧妙化する特殊詐欺、それから普及が著しいインターネットに起因する犯罪等新たな形態の犯罪が発生しておりまして、その発生状況に応じて効果的な広報や意識啓発を継続して行う必要がある、そのように考えているところがございます。

基本目標2についてでございますが、取り組みの総括といたしましては、平成27年度の取り組みとしてご紹介したもののほか、震災直後における青パトによる防犯パトロール等、その時々に応じた取り組みを加えながらおおむね計画に沿った自主的な防犯活動、子どもの見守り活動等の推進を図って参ってきたところがございます。課題等といたしましては、地域の自主防犯団体活動、こういったものの参加者の確保が課題となっておりまして、地域における団体間の交流促進等の取り組みを進めていく必要があるというふうに考えたところがございます。

それから基本目標3「犯罪をつくりださない環境づくり」でございますけれども、取り組みの総括といたしましては、先ほどご説明をいたしましたスケアード・ストレイト方式による交通安全教室ですとか法や条例に基づいた空き家対策ですとか、そういったそれぞれの時々の課題に対しまして新たな取り組みを加えながら危険な迷惑行為の対策を行うとともに街路灯をはじめとするハード面での整備を着実に進めてこれたというふうに考えているところがございます。課題といたしましては、これまでの取り組みで一定の成果は得られているものの未だ危険な迷惑行為が行われていることから、地域や学校、行政が連携をいたしまして、さらに充実して、いわゆるマナー遵守をより一層啓発していく、そうい

った迷惑行為の撲滅に向けた取り組みですとか、防犯に向けたハード面の整備、これを着実に進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

このような前の計画の総括をもとに先ほどご覧いただきました参考資料1の現計画を策定させていただいているというふうなところでございます。なお、お送りした資料といたしましては、資料2-1を補足する資料といたしまして資料2-2ということで、基本的施策単位ごとに主な実績と総括を行ったものをお送りいたしておりますが、本日はお時間の都合もでございますので、ここでの説明は割愛とさせていただきたいと存じます。事務局からの説明は以上です。

○金会長

郷家課長かなりの分量ですが簡潔にご説明していただきありがとうございました。

ただいま事務局から前期安全安心街づくり基本計画の取り組み総括等について説明がございましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見等がございましたらお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

例えば前回から継続で行われております委員の方で何かございましたら一言頂ければと思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤誠委員

前回の第二期についてはちょうど東日本大震災以降5か年ということでしたけれども、犯罪情勢につきましても、当然ながら東日本大震災で大変な被害を被ったということで、犯罪自体も減ったんですけれども、やっぱりそこから少しずつ増えてくるかなと思ったんですけれども、意外と治安のバロメーターともいわれる犯罪の刑法犯認知件数は、数値的には平成13年に過去最高ピークであったんですけれども、それ以降14年連続で数値的には減ってきているというような結果になってきています。

ただ、個別の犯罪においては、ここにも記載してありますとおり、子どもや女性を狙った犯罪とか高齢者を狙った特殊詐欺、個別の犯罪自体が一部増加しているものもありますので、そういったものは今後次期の計画にも盛り込まれておりますけれども、個別の犯罪の抑止に向けた対策を今後やっていかなければならないかなというふうに考えております。

○金会長

どうもありがとうございました。犯罪が多種多様になっている中で、やはりこの問題はすぐには解決できない部分もありますが、これからますますそういった犯罪等の撲滅をこの会議の中でも掲げていきながら実践に繋いで行くことが重要ではないかと今のお話を聞いて思いました。

他にどなたかございませんでしょうか。

○桔梗委員

今ご報告いただいた内容は今までの取り組みの内容とその結果のご報告だったかと思えます。たぶん今までこちらの経緯でこのような政策をやってきたというところの部分に関しては、資料を頂いた時から家でも読みこませていただいて、こういうことされてきているんだと、私が知っているものと知らないものと沢山知ることができました。今いただいたのが総括ということで一つ質問なんですけれども、この基本計画の取り組みにあたって、今まで策定された計画、策定にあたって今までの現状をあぶりだして政策をやられているんですが、例えばこのあぶりだしの段階で市民もしくは事業者もしくは何らかの団体に対するこの委員会としての分科会もしくはワーキング等々のヒアリングですとかそういうコミュニケーションをとったような調査といいますか、そういうものは行われたうえでの基本計画だったんでしょうか。

○市民生活課長

基本計画の策定過程についてのご質問でございますが、まず一つは参考資料1の39ページでございますけれども、市民意向調査ということで仙台市内の満20歳以上の男女2,000人を対象としてアンケート調査をしたというのがございます。まずこちらで市民の方の意識について、確認をさせていただいたというのが一点と、それからこの計画を策定する前に中間案を策定いたしまして、この中間案に対しまして、関係いたします町内会や防犯協会の方々、そういったところにご照会をさせていただきまして、ご意見等を挙げていただきたいということで意見を募集したというようなことで計画を策定したところでございます。

○桔梗委員

ありがとうございます。この39ページ見ていたんですけれどもすっかり忘れていました。ごめんなさい。そこでなんですけれども、これはどのように計画の中に盛り込んだらいいのか、どのような政策に提案していったらいいのか、ひとつわからないことがあって、地域の問題というか、私が実際関わったケースなんですけれども、今までの空き家の問題というところと地域が連携していくというところをひとつあてて、できれば検討していきたいというところのなかにある問題なんですけど、例えば地域の中に子どもという一つの年齢層をターゲットの対象に見たときに、そこには子ども会とかPTAとか小学校、中学校、それから何か防犯ですとか、何か関わってくるともちろん警察、消防、救急、それにあと児童相談所があるかと思えます。ただ、行政資料を見ていると非常にネットワークを構築されていて、連携して動かされていて情報共有化されていて対策も取られているような私は意識をしていたんですが、ある問題にぶつかったときに、警察と児相の連携がない、学校と児相の連携がない、もしくはその連携がどのような形で取られているかというのも実際私も興味があったので、警察に行ってお巡りさんにも伺いました、児相にも行きました、学校にも聞きました。結果的に連携が取れていないという実態が分かったことということ

が一つあります。なので、この問題をどこで申し上げるか分からないのですが、その空き家の問題も含めて防犯というところを絡めてみたときに、もちろんそこには地域があつて子どももいますので、その辺を含めて今後こちらの会議で何か検討していけるといいなど感じました。考えていることを一つお話しさせていただきました。

○金会長

桔梗委員どうもありがとうございました。やはり連携は非常に重要な部分でございます。この委員会の中でその辺のところは改めて議案という形ででも取り上げながら検討する必要があるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

時間の都合で質疑についてはここまでとさせていただきます、次の議事に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

—異議なし—

(2) 仙台市空家等対策計画検討部会の審議の経過報告について

○金会長

それでは、次に議事(2)の仙台市空家等対策計画検討部会の審議の経過報告についてですが、始めに部会の概要等及び仙台市空家等対策計画中間案について事務局から説明を受け、その後で部会の審議経過について当部会の部会長であります渋谷副会長から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市民生活課長

まず事務局のほうから、空家等対策計画検討部会の概要につきましてご説明をさせていただきますと思います。

資料3-1をまずご覧いただきたいと思います。検討部会立ち上げの前の、そもそも空家等対策計画の策定について、初めにご説明をさせていただきますと思います。

(1) 策定の趣旨でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法が国で制定をされまして法律の中で各市町村が空家等対策計画の作成に努めるものというような形に位置づけられてございます。本市におきまして、この度、空家等対策を総合的、計画的に推進するために計画の策定を行うというようなものでございます。計画の主な内容として想定されておりますのが、(2)に書いてあるものでございまして、資料4にお移りをいただきまして、そもそも空家対策についての概略を少しご説明させて頂きたいと思います。

そもそも空家、どういったものが対象になるかというところでございますが、2ページをご覧いただきたいと存じます。2ページの3に空家等対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類ということで、点線で枠囲いを行われているところがございまして、法律によりまして対象とされております空家等でございますが、法律用語で少し難しいとこ

ろなんですけど、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地ということで、いわゆる住宅以外商業用施設、そういったものも含めて、建物が建ててあってそれが使われていないことが常の状態である、だいたいおおよそ1年ぐらい使われていないというのが一つの目安でございますが、そういったものが空家等ということでこの法律でいうところの施策の対象になるというようなものでございます。この場合、建物だけではなくてその敷地も対象になるというところでございます。

もう一つこの法律でキーワードになりますのは、特定空家等ということで空家等のうちそのまま放置すると倒壊するとかで保安上危険となるおそれがあるもの、それから衛生上、例えばごみが投げられてそのままほったらかしにされているなど、衛生上有害となるおそれがあるようなもの、それから適切に管理が行われていないということで景観を損なっている、例えば火事で焼けたままでそのまま放置される、その地域の美観を損ねる、そういうような状態。そのほか、生活環境の保全を図るために問題となる不適切なもの、例えば雑草樹木が繁茂していて隣の敷地なり道路に越境している、そういった周りの生活環境に影響を与える空家のうち、甚だしいものを特定空家等としておりまして、こういったものに対しては、行政が一定の手続をとれるというような形になってございます。

その辺の流れが9ページに図がございますけれども、真ん中の方をご覧いただきたいのですが、地域の住民の方から迷惑な空家があるというご相談をいただきましたら、市の職員が調査をいたしまして、確かに管理が適切でないというものに対しては、所有者の方がどこにお住まいなのかを調査した上で先ほど申しました助言や指導といった改善を図ってくださいという文書を行政がお出しするというような形になります。それで改善がされなかったときには、指導のさらに強いものとして勧告を行い、それでも改善されないもので、程度が甚だしいものについては、改善をしろということで命令を行うという形になります。最終的に命令を行っても改善されない場合には、代執行ということで市がその所有者に代わって、必要な修繕を行うということもあり得る形になっていまして、代執行を行った際には基本的には所有者の方に費用を請求するというような形になってございます。こういった形で空家対策を進めておりまして、こういった地域の生活環境に影響がある空家に対する対策が一つこの計画ではポイントになってございまして、もう一つはそういった空家を地域などで利活用していく、そういったことを計画のなかでどのように考えていくかというのを盛り込むというような内容になっているところでございます。

資料3-1に戻っていただきまして、裏側をご覧いただきたいと思っております。こういった対策を進めていくにあたっての計画を今回作るということで、こちらの仙台市安全安心街づくり推進会議の下に今年の8月から仙台市空家等対策計画検討部会を設けさせていただいております。この計画の内容についてご審議をいただいていたところでございます。メンバーにつきましては、資料3-2の方に名簿をつけさせていただいております。当委員会の委員といたしまして、板倉委員、佐藤委員、渋谷副会長に委員となつていただきまして、そのほか弁護士会の方、建築の大学教授の方、宅建協会の方、司法書士会の方、こういっ

た方にメンバーになっていただいで現在審議を進めているところでございます。こちらの部会につきましては、当推進会議の部会ということでございますので、本日のようにその検討結果について節目節目でこちらの会議にご報告させていただくというような流れになっているところでございます。

(4) 策定のスケジュールでございますけれども、過去のも入ってございますが、8月に第1回の部会を開催させていただきまして、これまで3回部会を開催させていただいております。本日第3回までの部会のご報告を副会長の方からさせていただきまして、このあと本日ご説明する中間案を固めましたら、市民の方の意見募集を行いまして、3月に第4回の部会を開催して、ここで最終的な空家計画の案をご審議いただきまして、こちらの安全安心推進会議の方にその審議の結果をご報告させていただいて、最終的に空家等対策計画の決定をさせていただくというような流れになってございます。

事務局からの空家等対策計画検討部会の概要につきましては以上でございます。このあと部会の審議経過等につきましては、渋谷副会長の方からご説明を頂戴できればと存じます。

○渋谷副会長

それでは資料3-3に基づきまして、空家等対策計画検討部会の審議経過についてご報告したいと思います。

1 「開催状況」のところをご覧いただきたいと思います。ここにこれまでの部会の状況が記載されていますけれども、第1回目は8月29日に開催いたしました。計画策定の概要や仙台市の空家の現状など全般的な内容についての審議でした。また、埼玉県所沢市にあるNPO法人の空家・空地管理センターの上田先生にお越しいただきまして、全国的に問題になっている空家問題やその解決策などについてご講演をいただきました。

部会の主な意見として、空家を活用可能、不可能なものに分けて考えるべきといった意見や相続人がいない空家をどうすべきかが問題だという意見が出されました。また、空家の利活用については、地域のニーズを把握するため、いろいろな市の部局で横断的に連携すべきといった意見や社協の地区サロン会やデイサービス、地域の子供の集まる場所、もしくは何かに利用できる場所等に使えないかといった具体的な意見も出されております。

第2回目は10月31日の開催でした。ここでは、事務局から計画の骨子案が示されてそれに対して審議を行いました。2ページをご覧ください。部会の主な意見としては管理不全な空家等の解消として、所有者に対するアプローチの工夫が必要であるといった意見や、所有者特定について専門団体にアウトソーシングするのではないかといった意見や、建物有効利用のために専門団体の知識を借りるとよい、空家に関する団体の意思統一を連絡会で図るべきといった意見が出されております。また、相続人の押し付け合いも考えられるので事前の啓発が重要といった意見も出されております。

第3回目は今週11月28日に行われたばかりです。第3回部会では、事務局から今日の資料4と資料5が示され、それに対する審議を行っています。ここで事務局から資料4と資料5について説明をいただきたいと思います。

○市民生活課長

それでは、事務局から資料4、資料5についてご説明をさせていただきたいと思います。

空家等対策計画の中間案の事務局案ということで、中間案を策定する前の段階のものを部会の委員の方々からご意見を頂くための事務局案として提示させていただいたものでございます。お時間の関係もありますので、詳細な説明は割愛をさせていただきたいと思いますが、簡単に資料5の概要版を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

第1章の計画の基本的な考え方で、計画の位置づけ等は先ほど申しましたとおりなので割愛させていただきまして、3にございますこの計画での対象区域、対象とする空家の種類につきまして、対象区域は市内全域、対象とする空家等につきましては、法律の想定される空家等全てを対象とするというようなことで、考えているところでございます。

第2章の空家等の現状でございますが、仙台市内でも空家で売買や賃貸の用途にまわされていない、そういった空家が増えているという状況でございます。それから、周囲に悪影響を与えています空家、管理が不十分不全な空家に対しまして、これまで仙台市で法施行後の助言や指導等を実施してきたところでございますが、442件に助言、指導をして、そのうち改善されたのが169件というような状況でございまして、必ずしも助言、指導によって速やかに改善されているわけではないというような状況でございます。特に建物の老朽化等で保安上危険があるものにつきましては、経済的な負担もあるせいか改善率が低いというような状況でございます。

また、空家になったきっかけといたしましては、居住者の方がお亡くなりになった相続ですとか、居住者がお引越しをされる、データでは60歳以上で引越された方が多い形になっているんですけども、そういった要因で空家になっているというところがございまして、高齢者の住居が空家になりやすいという状況でございます。また、本市にご相談がくる時期は、夏場にご相談が多くなる傾向がございまして、空家の雑草や樹木が繁茂して困っているというような話が多いからだと考えているところでございます。

第2章の右側の3のところでございますけれども、空家の利活用に関しましては、空家の利活用を必ずしも所有者が積極的ではないというようなアンケート結果がでていうところでございます。それから、実際のところ市場の流通シェアに占める新築住宅に比べて既存住宅の流通シェアが低いと、理由としてはリフォームに掛かる費用に対する不安が多いということでございます。そういったところで、空家対策を進めていくうえでの課題というところでございますが、第3章の3のところでございますけれども、空家、建物一般に対しまして、使用中、使用しなくなったけれどもまだ良好な状態、そして非常に周囲に迷惑をかけるような状態というふうな段階があるかと思いますが、まず管理が不全な周りに迷惑をかけている状態を解消するというのが最重要の課題だというふうに考えてい

るところでございます。そういったところでこちらが重点課題と考えさせていただいておりまして、一つは所有者等の実態に応じた対策を充実させていくべきだと、所有者の方が、なぜに空家を解消できないのか、適切な管理ができないのかというような実態に応じた対策を充実させていくべきだということが一つと、管理不全な空家等を速やかに改善を図っていただくというようなことが課題と考えているところでございます。それから、空家の利活用に関する課題といたしましては、所有者の利活用に対する意識を向上させるということ、既存住宅の質の確保による流通シェアを拡大していくということ、地域の様々な課題に対する取り組みへ支援を充実していくということ、そういったことを考えてございます。それから、空家等に関する啓発、適切な管理を促進に関する課題としては、住居等として使用中の段階からの啓発が大切だということと、空家化した後にタイミングをとらえて管理不全にならないよう周知啓発を行うということの充実が必要だと考えているところでございます。

裏側にお移りいただきたいと思っております。そういった課題を踏まえまして、今回の計画におきましては基本理念といたしまして、空家等対策の推進による地域住民が安全に安心して暮らすことのできる居住環境の確保というものを理念と考えてございまして、基本方針といたしまして、住宅等の状況に応じた対策の推進、特に管理不全な地域に迷惑をかけている空家等の対策の重点化というのが一つでございます。また、実施におきましては法務、不動産、建築等、多様な主体と連携した効果的な対策の推進と考えてございます。

計画期間は、来年度から5か年と考えておりまして、うち前期2か年を管理不全な空家等の集中対策期間というふうに考えているところでございます。

第5章の具体的対策の方向性と具体的施策につきましては、それぞれ管理不全な空家等の解消に関しましては、1にございますように所有者に対する情報の充実、それから民間事業者が行っている管理代行サービスの案内、行政指導・行政処分手続の具体的なルール化・運用の推進、こういったことを行いまして取り組んで参りたいと考えております。また、空家等の利活用に関する事項といたしましては、利活用に関する相談体制の構築や既存住宅の一定の質の確保、こういったものに資する取り組みを行うことで推進して参りたいと考えております。左側にお移りいただきまして、空家等に関する啓発・適切な管理の促進に関する事項でございますが、管理不全な空家等が多い地域をある程度絞り込んだうえでの啓発、相続の発生等、そういった初期段階からの働きかけの実施、こういったことに取り組むことで充実して参りたいと考えております。

最後、計画の推進でございますが、計画につきましては目標値、管理不全な空家の改善件数について目標値を立てていきたいと考えておりまして、28年度の状況を勘案して最終案で設定していきたいと考えております。また、実施体制につきましては、ネットワーク会議という関係団体との会議、庁内での各部局集まったの会議、こういったもので連携を図りながら進めていくとともに、進捗状況については安全安心街づくり推進会議でご報告して、ご意見を頂戴しながら進めて参りたいというふうに考えているところです。

事務局案についての説明は以上となります。この事務局案に対する部会でのご意見については渋谷部会長からお願いします。

○渋谷副会長

ただいまご説明いただいた中間案についての審議でしたが、計画の趣旨とか基本理念の中に管理不全な空家等を生み出さないための抑制策についても盛り込んだほうがいいのではないのかといった意見が出されました。また、空き家を発生させないための施策として、いろいろな機会で啓発を行うべきといった意見や、高齢の親を持つ世代への事前の啓発が必要だなどといった意見も出されました。今後、事務局でこの部会の意見を踏まえて、修正を加えて中間案を確定することになっております。第3回の審議経過については以上です。

○金会長

ただいまの、事務局からの説明及び渋谷部会長からの報告内容につきまして、ご質問及びご意見などがございましたらお願いします。

○永見委員

実は私の女房が不動産の取り扱いをやっておりまして一つ気になっていることがありました。私の母親も今名取の方に住んでおりますが、未然防止が非常に肝要になってくるのかなという所感をもっております。といたしますのが、相続がかかると、非常にそれを売却するなり有効活用しようとするにしても非常に大変面倒な手続きが発生します。専門の相続に強い弁護士の先生を入れて解決していかないといけないという形になりますので、もうすぐ相続がかかりそうだなというような状況に掛かった場合に、売却なり不動産を担保に老人ホーム等に回すなりといったいろいろな解決策が専門業者にあります。亡くなる前に、相続がかかる前に、そういったコンサルの受け皿を市なり宅建協会なりに専門的に配置していければいいと思います。仙台市だけじゃなく近隣の多賀城、名取そういうところでも独居老人の一戸建てが非常に増えているのが現状と考えますとそういった対策が必要かなと考えた次第でございます。

○金会長

貴重なご意見ありがとうございました。

他にご意見ございませんでしょうか。同じ部会の中でいろいろご検討頂いている板倉委員何か一言ございませんでしょうか。

○板倉委員

私自身、実家がいま空家状態になりつつあって、妹達がきちんとしてくれておりますので、雑草などは生えておりませんが、やはり事前にお勉強しておかないといけないなとつ

くづく感じました。地域でも認知症、子どもさんのこととか高齢者のことはよくお勉強させていただきますが、空家のことってなかなか無かったですね。それで、やはりこういうことも今から本当に必要になるなと思って部会に出させていただきました。

○佐藤重子委員

私は、空家等の部会に出させて頂きまして切実に感じたことは、初期段階からの働きかけが、地域の人達はよくここに空家があるとか、この空家の状態がどうだとかよく知っていると思うので、そういう段階から町内会等を通じて、役所と不動産、よく最近空家の問題で広告等でも入って参りますので、そういうものを通じたりして皆と話し合っていきたいと思っております。勉強させていただきましたし、とてもこの空家問題は財産とかいろんなことで、利活用までに行くのも大変なものがあるんだなということをつくづく感じさせていただいております。ありがとうございます。

○原委員

空家等について今日お話しがあるということで、私の思うところなんですけれども、私は防犯活動をさせていただいておりますので、若林区でも近隣にとっても空家が増えておりまして、高齢者の皆さんが施設に移られているということで空家が増えているなど、防犯上大切なお話合いであるということによく認識しているんですけれども、民生委員、児童委員として思うところなんですけれども、第1回の空家等の利用活用について、積極的な利用活用ということで空家を社協の地区サロン会やデイサービス、地域の子どもの集まる場所等に使えるばというお話があったように見受けられるんですけれども、これについて中間案についてはどのように反映されているのかなというところと、実は私達NPOは、高齢者と障害者を対象とした食の自立支援サービスを受託させていただいているNPOなんです、配食サービスをさせていただいているんですけれども、それとともにふれあいサロンというものを設けておりまして、介護予防の為にミニデイサービスのようなものなんですけれども、以前からお弁当を利用していらっしゃる方が大きなお家でお一人でお暮しになって、娘さんの生活区の方の山形に移られるということで、その一軒家をまるごと定額で貸していただいて、週に3回活動させていただいているんですけれども、大変ありがたいような状況になっておりまして、家主の方もそのまま置いておくとしてもお家っていうものはということで、大変効果的な活用方法だったのかなと今思っておりますし、NPO団体の方は配食サービスをさせていただくんですけれども、家賃が30万となっております。配食サービス等の新聞報道にもあったんですけれども、大変厳しいような経営状態になっているんですね。家賃30万というのはかなり厳しい状況になっているので、そういったところで空家活用の一つの案に入ればなと個人的に思ったのですが、今日この席で話させていただきました。

○住宅政策課長

利活用の件ということで、ひとつの事例として効果的なお話があったということ、また第1回でそのような話が出てきたということだと思いますけども、利活用に関しては、部会で様々ご意見を頂いているなかで、所有者の方の活用に対する意識がなかなか進んでいないという状況もございまして、そういったこともきちんと啓発していかないと、利活用できる物件が見いだせないところがございます。そういう意味で、どうやって市場に流通させていくかというのが非常に大きな課題だという認識を持っておりまして、今のようなお話も含めて不動産関係の団体等に協力していただいて、流通に向けてマッチングさせていくような形を目指したいということが一つでございます。

また、地域ごとに様々な街づくりの取り組みがございまして、ある意味ケースバイケースのようなところもございまして、そういった取り組みについては、個々の状況に合わせた支援をしていくということ、今回の計画には盛り込んでおります。具体的な話をどうしていくかというところは、まだこれからの検討課題と考えていることから、計画にはスタンスとして述べさせていただいており、今後、協議会を設立するという方向でございまして、そういった場で引き続き検討していきたいと考えてございます。

○金会長

ありがとうございました。空家の問題は、かなり様々な問題を抱えておりますね。例えば空家を活用するといってもどのように改修するか、所有者様との間でどのようにうまく活用できるように調整すべきかなど、今後も空家部会の渋谷部会長をはじめ委員の皆様には、いろいろお考えいただくことになると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

8 その他

○金会長

それでは時間がオーバーしてしまいましたが、これをもちまして以上で予定された議事の一切を終了させていただきたいと思っております。その他に皆様や事務局から何かございますか。

○市民生活課長

事務局からは特にございません。

○金会長

無いようでしたら、これにて議長の職を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

9 閉会

○市民生活係長

以上をもちまして、今年度第1回の安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

平成28年12月2日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員